

平成 25 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 25 年 12 月 19 日（木）午後 3 時 30 分～5 時 30 分

○会 場：白山会館 2 階 太平明浄の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、角田委員、岩崎委員、野村委員、
荻荘委員、山口委員、大谷委員、平澤委員、島崎会長、斎藤委員、塚野委員 計
14 名（欠席委員：遁所委員 計 1 名）
- ・ オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会会長
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課長
- ・ 事務局：鈴木福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：3 名（うち報道 1 名）

1. 開会

（司会）

お待たせ致しました。只今から平成 25 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会を開催致します。本日はお忙しい中審議会にご出席を頂きましてありがとうございます。私は進行役の障がい福祉課の山田と申します。どうぞ宜しくお願い致します。始めにお願いですけれども、議事録作成の為、テープ録音をご了承願いたいと思います。また、委員の皆様、ご発言の際には担当がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いしたいと思います。それでは本日の会議の配布資料を確認させていただきます。始めに机上配布した物としまして本日の次第です。出席者名簿・座席表・新潟市障がい者施策審議会に対する意見について、それからこあサポートのリーフレット・第二次新潟市障がい者計画・第三期新潟市障がい福祉計画、それから平成 25 年度第 2 回障がい者施策審議会発言予定という塚野委員からの資料、以上 7 点となっております。また事前にお送りしました資料としまして、「【資料 1】第 3 回から第 6 回条例検討会の概要について」、「【資料 2】平成 26 年度主な事業（要求）」、「【資料 3】第二次新潟市障がい者計画における今年度の主な取組みについて」、「【資料 4】第三次新潟市障がい者計画・第四期新潟市障がい福祉計画について」、それから参考資料としまして、「【参考資料 1】障害者基本計画」、「【参考資料 2】第三次障害者基本計画の特徴」、「【参考資料 3】障害保健福祉関係主管課長会議資料」、「【参考資料 4】障がいのあるなしにかかわらず安心して暮らすことのできる共生社会を目指して」、「【参考資料 5】塚野委員提出資料その 1」、「【参考資料 6】塚野委員提出資料その 2」です。「【参考資料 7】野村委員提出資料」となってい

ます。以上ですがご不明な点ございますでしょうか。なお本日新潟日報さんの取材が入っておりますので、撮影については議事に入るまでということでご了承頂きたいと思っております。

2. 福祉部長挨拶

(司会)

それでは開会にあたりまして鈴木福祉部長より挨拶を申し上げます。

(鈴木部長)

本日は何かと年末の忙しい中、出席を頂きまして、大変ありがとうございます。いつも言っておりますけれども、超高齢社会ということで色んな取り組みがなされております。そういった中で、やはり障がい者の皆さんにとっても本人の高齢化ももちろんでございますが、それを支えていらっしゃる方の高齢化も非常に深刻な状況だと思っております。そういった中で、市長も今年は障がい者施策を大きく前進させる年にするんだということを以前述べておりました。その決意は今も変わっていないということでございます。そういった中で、今年我々の取り組みの中で、一つはやはり障がい者に対する偏見だとか差別、こういったものが無くならない限りは共生社会の実現はありえないということで、今日の夜7時からも行われますけれども、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例の検討会、これがスタートして非常に熱心な議論を重ねられております。さらには10月1日に市独自の障がい者就業支援センターこあサポート、これもオープンしましてマンツーマンで就労を支援していこうということで、これも今活発な活動が成されております。その他療育の支援体制整備、これも徐々に進められてきているところでございます。そういった意味では、今年度第一歩を踏み出すことが出来たのではないかと、そんなふうに思っております。これは課長も一生懸命やっておりますけれども、課長だけの力ということではなくて、皆さん方を含めたこれまでのご苦労だとかご努力というものが積み重ねられて、今回そういう形になっているんだとそんなふうに思っております。また新年度におきましても、今までずっと課題になっておりましたグループホーム、ケアホーム、なかなか計画通りに整備が進まないということで、皆さんから検討委員会を作って頂きながら何が問題なんだというような研究もして頂きました。そんな事も踏まえながら新年度に向けてやはり運営費、これを何とかしなければ整備が進まないだろうという事でそういう取り組みもさせて頂いておりますし、また相談体制、障がい者の皆さんの相談体制をもう少しやっぱり強化充実していく必要があるということで、そういった面での予算の要求も今しております。さらには精神障がい者の皆さん、少し遅れてましたけれども、医療費の助成、これについても一歩踏み出そうということで、今新年度に向けて財政当局とも話を進めている所でございます。今年一

歩踏み出したこの力というものを、来年度に向けて大きく加速し、それから充実していく事が重要だと考えております。そういった中におきまして、一方でやはり社会保障と税の一体化と言われておりますけれども、なかなか財政的に新潟市も厳しい状況は変わらないということで、やはり障がい者政策、どんどん増えてきているというのが実態でございますが、やはりスクラップ&ビルドの必要性もあるということでございます。皆さんとは立場は違いますが、非常に良い関係の中で色々な仕事を一緒にやらせてもらっております。そういった意味では、障がい者の方が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心安全に暮らしていけるような街を作っていこうと。そういう目標については、皆さんと一致しているというふうに考えております。今後ともまた一緒になって皆さんの意見を聞きながら一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、宜しく願いを致しまして冒頭の挨拶とさせていただきます。今日は大変ありがとうございます。また今後とも一つ宜しく願いを致します。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、今年度から山本委員の後任としまして、当審議会の委員に就任されました新潟公共職業安定所所長の山口委員をご紹介します。山口委員、一言ご挨拶をお願いします。

(山口委員)

ハローワーク新潟の山口でございます。ご承知の様に、今年度から障がい者雇用率2.0%ということでスタート致しました。で、端的に言うと50人以上の企業については必ず障がい者を雇いなさいということであるんですが、実態としてはまだまだ遠い状況となっております。今現在その労働局の方でも相当力を入れて、今までの取り組みだけではなくてさらに力を入れてということで、特にその50人以上から56人まで今までその対象外だった所について力を入れてやっていくというふうに考えておるところであります。皆さんと色々な形での協力をさせて頂きながら推進していきたいと思っております。以上です。

(司会)

ありがとうございました。次に本日の委員の出席状況ですけれども、遁所委員から欠席のご連絡を頂いております。従いまして15名の委員の内、14名の委員の皆様からご出席を頂きまして、過半数を超えております。当施策審議会条例第5条第2項の規定により、この審議会が成立している事をご報告致します。また今回もオブザーバーとしまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会会長の山賀亮一様にご参加を頂いております。なお当施策審議会条例第5条第4項の規定では、「審議会は必要があると認める時は会議に関係者の出席を求め意見を聞くことが出来る」と定められていることを申し添えます。まず報告事項に入ります前に先ほども申しあげました【参考資料5・6】の塚野委員から提出された資料、【参考資料

7】の野村委員から提出された資料についてですけれども、こちらにつきましては、委員の皆様にご確認頂くとともに塚野委員、野村委員におかれましては、今後の関連する議事の中で必要に応じてご説明を頂ければと思いますので、宜しくお願い致します。それでは早速ですが、報告事項に移らせて頂きます。今回、島崎会長が声が出にくいということで、熊倉会長代理から進行をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

3. 報告事項

(1) 条例検討会について・(2) 平成26年度主な事業について

(熊倉会長代理)

それでは次第に従いまして議事を進めさせて頂きたいと思います。あの個人的な事情ですが、ちょっと私も今日本当に時間の制約がどうも着かない状況にありまして、後程また交代させて頂くこととなりますがご勘弁願いたいと思います。まずは本日の時間配分ですけれども、報告事項については、一括事務局よりご説明を頂き、質疑と合わせて概ね30分程度予定しております。続いて議事については、(1)(2)を質疑応答と合わせて概ね80分程度の予定というふうになっております。本日の終了時刻は、17時30分でご案内をしております。皆様ご協力を宜しくお願い致します。始めに報告事項の(1)条例検討会についてであります。それでは事務局からご説明をお願い致します。宜しくお願いします。

(事務局)

はい。それでは説明をさせて頂きます。座ったまま失礼致します。報告事項の(1)、条例検討会についてでございます。【資料1】をご覧下さい。7月に開催しました前回の審議会において条例検討会の立ち上げと2回目までの検討会についてお伝えし、また委員の皆様には条例検討会の資料を毎回送付させて頂いている所ですが、今回は、3回目から先月の6回目までの検討会についてご報告させて頂きます。8月の第3回では、進め方を見直しまして、各障がい特性について理解を深める機会を設けるということと、事例分析をグループワークで行うことを決定し、スケジュールを変更致しました。9月の第4回では、各障がい特性について理解を深める機会として、各団体推薦の委員の方から特性や生きづらさ等について発表してもらいました。10月の第5回、11月の第6回では、委員が4つのグループに分かれ、それぞれ担当する分野について活発な議論を行って頂きました。本日7時から行われる第7回で、そのグループワークの報告と全体討議を行う予定でございます。なお、第4回の検討会で発表のあった各障がいの特性等については、非常に良い資料でしたので、大洋紙程度のパネルに致しました。【参考資料4】がそのパネルの内容を印刷したものでございます。これにつきましては、10月20日に万代シティで開催した健康福祉祭りや12月3日から

行う障がい者週間で市役所のロビーに展示したり、また色々なイベント等のシンポジウム会場などでパネル展示を行い、活用しております。また、集まった差別事例につきましては、所管課はもちろんのこと、市役所全体で周知し出来るものから改善を図っていきたいと考えております。改善事例を一つ申し上げますと、新潟市の障がい者を対象とした採用試験の受検要件の中で、自力で通勤出来る事という項目がありましたが、それを削除致しました。また、この検討会では市民の方からより関心を持って貰う試みとしまして、傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けてあります。傍聴者から頂いた感想やご意見については、委員の皆さんの参考資料として会議当日に配布しております。資料の最後に、見直し後の検討会のスケジュールがあります。案であり、これはまた変更の可能性もありますが、今現在これをスケジュール案として示してございます。【資料1】の説明は以上になります。

また、国では、差別解消法の周知の為の地域フォーラムというのを、全国10箇所で開催するということになっておりまして、信越北陸ブロックは、今条例検討会やっているということで、新潟市が10箇所の内の一つに選ばれました。3月15日にホテル日航で、大体250人から300人規模になろうかと思いますが、この新潟市で差別解消法の地域フォーラムが開催されることをご報告させていただきます。

続きまして、【資料2】でございます。26年度の主な事業要求でございます。これは来年度に向けて重点事業として考えている新規拡充事業になりますが、現段階ではまだ要求段階であり、確定でないことをご承知おき願いたいと思います。字が細かくて申し訳ございませんが、まず一つ目、障がい児者基幹型相談支援センター事業についてです。現在、8区9箇所に設置しております委託相談支援事業所、これは1人職場が主なんですけど、この事業所を4箇所に統合し、総合的な相談支援の窓口として、相談支援の質の向上、継続支援の確保、地域移行の促進、サービス等利用計画作成の拡大などを業務目的とする基幹型のセンターに再編することを考えています。1センターで2区を担当することを想定しております。このセンターでは地域の相談支援事業所と中核的な役割を担い、処遇困難事例への対応、人材育成、広域的な調整、自立支援協議会の運営、権利擁護虐待対応、成年後見制度利用支援度事業などを実施することを想定しております。

次に二つ目、裏面になりますが、新潟市重度心身障がい者医療費助成事業についてです。これは、いわゆる県障の制度に精神障がい者も対象に加えようというものでございます。現在重度の身体知的障がい者のみを対象に、医療費助成を行ってききましたが、制度上支援の対象外となっていた精神障がい者を対象に加え、障がいの種別に関わらず平等に必要なサービスが受けられるようにしようというものです。なお、精神障がいは1級を対象とすることを想定しております。

次に三つ目でございます。グループホーム運営費助成についてでございます。これはなかなか整備が進まないグループホーム・ケアホームを促進させる目的で、市独自の助成制度を考えているものです。現在でも多少の助成はあるんですが、整備が進まない大きな原因の一つとして、現行の報酬額では運営面で厳しいという状況を認識しており、それに対する方策として独自に運営費を助成しようというものです。また、強度行動障がい者への支援についても困難な状況を認識しており、ケアホーム整備の促進と合わせ、専用住居の部分の補強工事費や生活支援員を加配するのに必要な経費について、市独自の助成を検討していくものです。これら三つを含めた来年度の新規拡充事業の詳細につきましては、次回の審議会で報告させていただきますが、現在の所はこのように考えているということをご報告させていただきました。資料の説明は以上になります。

(熊倉会長代理)

はい、ありがとうございました。只今事務局から報告事項の(1)と(2)について報告がございました。お聞きになりたい事や、ご意見がある方はどうぞお願い致します。はい、お願いします。

(塚野委員)

あの今日配らせて頂きました資料の中の、この話はまったくするつもりはありません。ただその前にですね、この事務局の方に私があのユニセフで作ったパンフレット、小冊子のね、一部をあのコピーしてぜひ今日この場で配って欲しいということをお願いをしたんですけど、それはあの駄目だっていうことは聞いたんですけど、それで何で駄目なのかなあというようなのがあの、出してくれ、配ってくれっていうような意味じゃありません。何か市の方ではやっぱり色々考えがあって、まずいものは断っただけなんですね。どの辺がまずいかなと。やっぱりこういうあの障がい者権利条約とか、障がい者基本法とかですね、差別解消法とかそういうようなもので障がい者団体とか政府とかそういう色々な機関がですね、噛み砕いて説明しているパンフレットみたいなものがあるわけですよ。私もそうなんですけど、あの法律の本文を見たってね、中々良く分からないものがあるわけですよ。従ってそういうようなものを噛み砕いてですね、そういうようなのを参考にして理解をするというようなこと大事じゃないかと私としてはそういうふうに思ってあのお願いしたんです。特にこの障がい者権利条約については障がい者基本法よりも上位の法律になるわけですから、やっぱり第一に見ておくのはやっぱりこれじゃないかなというようなもので、適当な資料がありましたもんであの6、7枚だったんですけどお願いをしたんですけどそれで理由は何でしょうかね。

(事務局)

はい。ユニセフの方の資料は、分かり易く良い資料だと思ったんですが、ユニセフの資料を転用する場合、ユニセフの許可が必要になるということで、その事務手続き等が、ちょっと今日までに出来なかったというのが理由でございます。

(塚野委員)

分かりました。そういうような事であのこういう資料の複写でとそういうようなことであればですね、私こうやって配らせて頂いたのあれみんな複写なわけですよ。なんでそんなに変わらないですしね、こういうあのインターネットに載っているようなものはむしろユニセフも含めてなんですけど、是非あのダウンロードして広めてくれないかというようなこの内心ではそういうものがあるはずなんですよ。それで特にですね、こういう複製についてはですね、あの本なんかはまるで100%コピーしても違反にはならないんです。やっぱりそういうような場合って、そういう違反になるようなのは営利目的にしたとかですね、例えば政治信条に関わるようなものとか、そういうようなのを配る事はまずいんだけど、これはこういう場合は関係ないんじゃないかと。これユニセフにして言わしてもらえば私あのユニセフの方に何年もですね、これあのカンパしていたんですよ、寄付。それであの今でも年2回ぐらい寄付してくれませんかという事であの封筒がくるんですけど、私が寄付していたのは仕事していた時であってですね、60になってから年金生活になってから辞めたんですよ。だからあのそんなね。どうもちょっと納得出来ないですけどね。いやいいですよ。そういうお話なんだから。

(熊倉会長代理)

はい。この件については、報告事項の(1)・(2)と直接関わりもありませんので、今のようなことについては、我々自身また関心を持って、またお互いに話をするような場面も結構あるのではないかと思いますので、ここは特に先の話をしなくてですね、今回の本題の方を進めたいと思いますので、悪しからず宜しくお願いします。その他に、この(1)(2)に関するご意見等はございませんか。はい、それでは議事の方に入って行ってよろしゅうございましょうか。はい。

4. 議事

(1) 第2次新潟市障がい者計画における今年度の主な取組みについて

(熊倉会長代理)

それでは報告事項は一応一区切りと致しまして、議事の(1)第2次新潟市障がい者計画における今年度の主な取組みについて、事務局からご説明をお願い致します。

(事務局)

はい。それでは、【資料3】をご覧ください。第二次新潟市障がい者計画では、様々な分野での障がい者施策の方向性を上げておりますが、関連する主な取り組みについて、その進捗状況を説明致します。まず1ページの平成25年度新潟市障がい者優先調達推進方針についてです。障がい者計画の雇用促進と就労支援では、「障がい者施設や障がい者を雇用している企業からの製品の買入れや役務の提供を市が率先して活用します」としております。また今年4月から施行された、いわゆる障がい者優先調達推進法では、本市としての調達方針を策定しなければならないということになっておりました。この方針は、市の全ての組織に適用されます。教育委員会、水道局、市民病院等を含めた全てが対象となっております。調達の対象となる障がい者就業施設等とは、ここでいう4番になりますが、就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどの障がい者総合支援法に基づく事業所や、新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度に登録された事業者、また自宅などで業務を行う在宅就労障がい者やその支援を行う在宅支援団体も対象としております。なお、この在宅支援団体は、厚生労働大臣の登録が必要であり、現時点では本市本県にはございません。次に2ページの5番になりますが、調達対象品目ですが、食品類日用品類など障がい者就労支援施設等が提供可能な物品と、印刷軽作業などの障がい者就労支援施設が提供可能な役務の全てを対象としております。次に6番、調達と推進方法ですが、障がい福祉課で市内の各施設を調査し作成しました、それぞれの施設が提供出来る物品や役務のリストを各課に提供し、これを基に各課が発注する仕組みとなっております。また市内24施設が加入しています、まちなかほっとショップを協同発注窓口として斡旋仲介も行います。なお、この調査の結果、まちなかほっとショップを除く、41の施設企業から約28品目の物品と15品目の役務が提供可能だということになりました。最後の調達目標についてですが、8番でございますが、平成25年度は平成24年度の実績を上回ることを目標と致しております。この方針はホームページで公開しております。また年度終了後、実績を取りまとめ、これもホームページで公表致します。なお24年度の実績としましては、新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度を運用するとともに、障がいの施設から物品等の発注を積極的に行ってきたことから、24年度は3億1千万程度の売上、発注がありました。この金額を上回ることを目標としております。

次に3ページ、新潟市障がい者就労支援センターの概要についてです。こちらも障がい者計画の雇用促進と就労支援で、「雇用の促進や就労の支援を一層充実強化していく必要がある」というところに対しまして、本市独自の就業支援センターを今年の10月に開設したものです。これまで圏域毎に国、県が設置しております、障害者就労・生活センターが設置されておりました。新潟圏域では、らいふあっぷが新潟圏域の担当ということで、新潟市の他五泉市・阿賀野市・阿賀町を含んだ圏域を、西区の上新栄町で事業展開をして頂いたという状況

でございます。しかしながら、働きたいと思う障がいのある方が年々増加しているということもあって、らいふあっぷの登録者は700人をゆうに超えているという状態で、他の圏域のセンターと比較しても非常に登録者が多くて、なかなか上手く回らない状態になりつつあるという背景がありました。そこで新潟市独自の障がい者就労センターである、こあサポートを、10月1日に開設致しました。場所は総合福祉会館の1階の福祉総合相談コーナーの中に設置し、社会福祉法人愛宕福祉会に委託して、3人の常勤職員を配置しております。3人ともジョブコーチの資格を持った方が担当をしております。同じ総合福祉会館の福祉総合支援センターの中に、障がい者生活支援センターがありますので、そちらと連携する事によって、就業支援と生活支援の両方を行う事としております。この障がい者就労センター・こあサポートでは、障がい者の職業能力の評価、在職している企業の訪問の他、職場実習先の開拓を積極的に行いたいと考えております。また、市内の福祉事業所の就労支援員に対する研修等の専門的な支援も行う予定にしております。実習に当たりましては、今あるらいふあっぷと特にエリア分けすることはなく協力してやっていくという事としております。また、らいふあっぷを始めとしてハローワークさんですとか、福祉事業所など関係機関と連携し、1人でも多くの方が職に就き、安心した地域生活を送れるよう支援していきたいと思っております。なお、11月までの開設2ヶ月間で約100人の方から登録を頂いております。また、本日皆様の机上の方にパンフレットを配布させて頂きましたので合わせてご覧下さい。

続きまして、4ページ・5ページで入所待機者解消に向けた取り組みの状況について説明させて頂きます。障がい者計画では、地域生活の支援の項目の中で、「施設入所待機者の解消に向けた施設整備など、継続して推進していく為の検討を行う」としており、昨年度開催致しました入所待機者検討会では、課題の抽出と取り組みの方向性についてまとめ、昨年度最終の審議会でも報告させて頂いた所でございます。その中で、今年度の取り組みを説明させて頂きますが、まず1番です。短期入所の不足を補う方策として、利用している通所施設の緊急時の夜間支援を、西区でモデル事業として実施してきました。利用実績はほんの僅かだったんですが、アンケートの中では、「いざという時の安心感を得られる」という高い評価を頂いております。来年度は全市に拡大する方向で検討しており、待機者検討会で取り組みの方向性としてまとめた、「安心感提供のため、市独自のサービスの創設を検討すべき。」に出来るものの一つと考えております。次に2つ目です。地域で暮らす障がい者を支える体制事業の地域の拡大でございますが、こちらは現在北、東、中央、江南の4区を対象に実施しています24時間のコールセンター事業を、何とか来年度から残りの地区にも実施出来ないかということで、現在事業者と協議を進めているものです。こちらも1番目のものと同様に、「安心感を与える独自サービス」として準備を進めています。次に、3番の相談支援体制の

再編ですが、さきほどの報告事項で説明をしました基幹型相談支援センターの準備を行っているものです。このセンターの整備により、入所者については地域移行の流れをつくり、待機者については幅広い選択肢の提供など、相談者にとって必要な情報を増やす仕組み作りになるものと考えております。次に、4番の入所待機者の実態把握と地域生活への移行推進でございます。待機者の中には、将来に備えて希望されている方も多いという事から、入所以外の選択肢も示しながら、より細かな状況把握をしていこうというものです。ただ具体的な対応はこれからになります。5番のグループ・ホーム・ケアホームの整備促進の為の助成制度の導入ですが、これもさきほどの報告事項で説明致しましたものでございます。助成額等の助成規模については、予算要求の段階でお示し出来ませんが、この制度が出来ると整備促進の為の、市独自の助成制度が出来ることになります。この様に今年度は着手可能な所から実施していきます。

次のページ以降は療育支援体制の整備状況になります。障がい者計画における療育教育の充実の項目では、「今後の療育支援体制の充実に努める」事としており、昨年度最後の審議会でも25年度の重点事項の一つとして事業の実施予定を説明させて頂いた所でした。本日の資料では、それらを今年度入ってから実際どのように展開をしているのかを説明させて頂きます。資料が横向きとなり大変恐縮ですが、6ページから7ページに掛けて一部の区でのみの実施であったものを全区へ拡大した、地域における療育教室と専門員の発達相談の状況をお示ししております。療育教室については、東区の子ども創作活動館で11月から、中央区では地域子育て支援センターあいあいでも10月から、西区では4月から坂井輪児童館でそれぞれ新しく実施をしております。発達相談についても新たに東・中央・江南・西区で始めました。これにより療育教室に40組の親子が、発達相談には38人の方が新たに支援を受けられるようになることが出来るようになります。また8ページから10ページでございますが、こちらでは保育園・幼稚園の保育士・教員を対象に行った発達支援コーディネーターの養成研修の開催状況を示しております。5月から11月に掛けて5回の連続講義及びグループワークにより技能を身につけて貰いました。この研修は受講希望者が非常に多く、定員枠を拡大しましたが、全ての希望に応えることが出来なかったため、来年度は複数の会期での実施により、多くの方が受講出来るような仕組みを考えているところです。今年度は74人の方が修了し来年度はフォローアップ研修を受けて頂く事とします。

最後になりますが、新潟市子ども発達支援センターの整備ですがこちらは予定通り今年度基本設計及び実施設計を行っているところでございます。以上で【資料3】の説明を終わります。

(熊倉会長代理)

はい、ありがとうございました。只今事務局から計画に絡めて、今年度の取り組みについてのご説明がありましたが、お聞きになりたい事やご意見はございませんでしょうか。はい、お願いします。

(角田委員)

角田です。宜しく申し上げます。新潟市療育支援体制整備の進捗状況の事についてお尋ねするというよりも、明らかに知っておくことが必要かなと思ひまして、あの今日は言葉ですね、飽和状態という言葉はどういう状態なのかということと、それから1歳半健診・3歳児健診で得られている情報というのは、どこで明かされているのかなというのが、実際には知りたいというのが、まず一つ目です。新潟市の毎年の子どもの出生数というのが新潟市のホームページ、平成24年度の統計書というのがホームページにございますので、そこから平成18年から24年まで0歳から6歳の総数が4万5957名のお子さんがいるということなんですが、約4万6千人ですね。実際に平成24年の12月5日の厚労省の発表によりまして、小中学校で人口に対して6.5%に発達障がいがあるということが発表されております。発達障がいは生まれながらのもので、小中学校になって6.5%ということではなく、毎年生まれる子ども達の中に何らかの支援の必要であるということの数の%となるということだと思うと、これを新潟市の乳幼児の数で割り出しますと、約3千人の子ども達が支援を必要としている実態であるということだと思います。こういった数字というのは、今までの会議の中ではっきりと謳われたわけではないと思います。そして、こちらの今日のご報告の中にあるのが2番の保育園・幼稚園向けの支援の充実、8ページですね。発達コーディネータ養成研修の実施とありますが、ここで現状と課題というところで、発達障がいと思われるような気になる子、という表現で増えてきている、どのくらい増えているのか。実際にどうなかって所を、出来るだけ数字で表せるということが、私は発達障がいと言われて実際には診断が付かなかった方々たち、昔は、今になって発達障がいというカテゴリーの中に実はいたという方達を多く見ている中で、出来るだけ早期にこの療育体制という早期の気づきを促すというのは、実は早い段階でその支援をすることによって、二次的な行動障がいであるとか三次的なものを防ぐという意味であると思っていますので、出来るだけ新潟市民は毎年支援が必要な子供は何人いるんだという前提でこの支援体制が組まれたと思うものですから、幼児ことばとこころの相談センターが飽和状態であると。この飽和というのは逆にいうと何名くらいだったら受け皿として機能出来るのか。これから創設される(仮称)新潟市子ども発達支援センター、この中でどのくらいの方々が受け入れられていくのかというところの数字が、ちょっとあの輪郭が知りたいなと思ったものですから、あの意見としてちょっと述べさせて頂きました。以上です。

(熊倉会長代理)

事務局お願い致します。

(事務局)

はい、数字については、確かにこちらの方も把握、適所適所で必要とは思いますが、なかなかこちらがそう思っても、親御さんがなかなか認めているかどうかという問題で出せないというのが一つあります。ただなるべく数字、目標数値等も含めて出せるかどうかというのを今後はちょっと検討して、課題として検討したいと思っています。それから、今ほど幼児ことばところの相談センターの飽和という言葉、飽和って言葉が良いかどうかというのはありますが、今なるべく大勢の方を受けようということで、1回の支援時間を1回1時間であったものを45分に縮めまして、1日の受け入れる人数を増やしました。ただどんどん増えているということで、現在3ヶ月程度の待ちが出ている状態です。今、相談新規で申し込まれても、なかなか新年度にならざるを得ない状況になってきています。ただ今年度から始めた全区で展開しております療育教室が、充実してくればまた少し状況が変わってくるんじゃないかということも想定しておりますし、各区の療育教室も今後これで終わりということではなくて、充実を図っていきたいと考えております。

(熊倉会長代理)

はい。いかがでしょうか。はい。ありがとうございます。この報告の中で入所待機者の項目がありましたが、参考資料に野村さんの提供資料が関係ありそうなものですから、ここでご説明を頂きたいと思います。

(野村委員)

はい、野村と申します。皆さんのお手元に事前にお届けしてありますから、これを読んで見て頂いて、お分かりになるかと思いますが、新潟市の方でも待機者の実態把握とかグループホーム・ケアホームについても、これから導入する事を考えているようですので、評価はしたいと思います。その前にですね、実態を皆さんに分かって頂きたいなと思ってお話を致します。というのは、今お配りした私の資料は、【参考資料7】でございます。これは新潟県の資料の一部でございます。新潟県における障がい福祉サービスの現状と課題ということで、そのページから拾ったもので、私が作った物ではございませんので、それで県の方の了解を基にこれを提出させて頂きました。なぜ入所待機者が大勢いるかということが、そもそも私が前から言っているように施設が足りないんだということを言っているわけです。その数字が歴然として新潟地区、特に新潟圏域が足りないということがこの数字に出ておるかと思いますが、それでは入所施設を増やせと言っても、なかなかこれは新潟市も出来ないことで(厚労省は新しい入所施設は作らない)、その代わりとして、今待機者の問題をケア

ホームにシフトしてくれと。シフトしようってことで、年間で50人分の定員を増やそうってことで、3年間で150人分の定員増加を計画していますが、それも確かに思うようにいかないのが現実です。なぜ思うようにいかないかというと、今ほどの説明の中にもあったように、報酬が低いもんですから、なかなか経営が出来ないということで誰もを作らない。で、なおかつ待機者が減らない。こういう状況がずっと続いているわけです。この表を見て頂ければ良くお分かりになると思います。その中でもう一つ言いたいの、重度の方のケアホーム・グループホームが圧倒的に不足しているということです。今、ケアホームというのは数で言いますと、多分これから参考資料を読んでもらえば分かると思いますけども、県内で今1136人分（25年10月現在）のケアホームがあると思います。1136名分のケアホームが設置されてあります。その内、要するに重たい方というのは、障害程度区分5・6の方々だと思いますけれども、37人分しかなく、全体に占める割合は3.2%です。あと区分なしとか区分1とか2というのは70%。ということは、軽い方のケアホームはいっぱいもう出来ているんです。ところが本当は足りない、その待機者のほとんどは、障害程度区分5・6じゃないかと思っています。それで去年から皆さんが待機者解消検討会ということで、その中でも謳って頂いているのが待機者の実態把握。これはどこまで進んだのでしょうか。それからケアホームのことについての目標に対してどこまで達成されたのでしょうか。この辺をちょっと事務局からお話を頂ければ、有難いと思っています。というのは、みなさんがこの待機者解消検討会の時、実態を把握するんだと、ケアホーム・グループホームで待機者が本当にいるのか探すんだというお話だったんですけど、その辺のところをちょっとお聞かせ頂ければ有難いです。

（熊倉会長代理）

事務局、お願いしていいですかね。

（野村委員）

私は24年度8月まではケアホーム数とか人数の方は分かっていますけど、25年度になってどこまで進んだのかというのが、全然私どもに見えていませんので。

（事務局）

25年度の計画が50というのに対しまして、25年度のオープンが15人分です。また、25年度中にはオープン出来ないかも知れませんが、現在建設中が16人分でございます。

（事務局）

はい、介護給付係の小林です。入所待機者の実態把握の件につきましてご説明致します。入所待機者の実態把握につきましては、今年度区の係長会議、もしくは今月でしたけれども、入所待機者の担当者会議を開きまして、具体的に実態について洗い出すという話を開始した

ところでは、これは、各個別に内容が異なっておりまして、また区の担当者の考え方もやはり今までとちょっと違うと言いますか、これまで入所待機者になった方についてだけ把握していて、最近のその実態と言いますか、考え方、入所させてあげたいという気持ちが非常にあるんですけども、実態を見て数字を見せてですね、各区に何人ぐらいずつ居るかをはっきりと数字を捉えて頂いて、もう少し年に一回は家庭の状況を見て、そして地域での生活が可能かどうかというところを各家について、もう少し掘り下げて確認して貰いましょうと、今区と具体的な調査の仕方を検討したところです。ただし、既に実態把握をしている区もあります。私達の区は何人いまして、どういう風になっていますというふうに正確に答えられる区もありました。そこが今まで入所待機者になって頂いて、その後どういう対応をしていたかという所が、いくつかの区でバラつきがありましたので、今はまず現状の数を区はおさえて、その実態を見て地域生活でサービスを受けられるかどうかという所を調査するという所まで話し合いが行われています。

(野村委員)

はい、ありがとうございます。それで先程のケアホームの事ですけども、今15人分ということは、50人に対して15人ですから30%ぐらいにしかならないですね。要するに3年間で150人分という話がずっときているわけでしょうけども、1年間で15人とか20人が限度だとは思いますが。それはさっきのお話のようにこれから設備費じゃなくて、補助金、要するに報酬単価が低いからその報酬の上乗せをしてあげましょうということで、予算要求されているようですので、その辺は評価したいと思います。是非その予算獲得に頑張ってもらえば有難いと思っています。それにしても、待機者と言うかケアホームの待機者っていないかも知れません。入所待機者これは減らないはずで。というのは、そもそも入所から出るという人が少ないということが言えるんですね。出る人が出ればもっと改善する。しかし、重度の方が多くて。その比率もあります。今、県内の入所施設での利用者の状況は、重度化・高齢化が進んでいて障害程度区分4～6の方々が83%、区分1～3までの比率は17%（320人）となっています。この比率は、新潟市内の施設も同様かと思われます。したがって、軽度（区分1～3）の方々から退所して頂ければ、もっと改善されると思います。しかし、現在入所している人は、簡単に退所しないのも現実であります。なおかつ先ほど言ったようにケアホームの区分5・6の人は、なかなか作って貰えない。今またこれも強度行動障がい用ケアホームのことで、また予算を付けて頂けるという話が出ているようですので、本当にその事は有難いと思います。福祉部長さんが26年度の予算に反映させるということをご期待しておりました。その事が少しでも実現されれば有難いと思っています。まあそんな意味で、是非この予算については獲得をお願いしたい事を言って私の資料説明は終

わかります。

(熊倉会長代理)

はい、ありがとうございました。その他、計画における今年度の主な取り組みについての質疑ご意見はございませんか？はい、お願いします。

(柳委員)

こちら、こあサポートのパンフレットなんですけれども、これについて一点、職員3人いますけれども、手話の出来る人はその中にいるかどうか、聾の方がいらした時にコミュニケーションとれるかどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。

(熊倉会長代理)

はい、こあサポートでのコミュニケーションについて、お願いします。

(事務局)

今配置されている3人の中で、手話の出来る人は、いないと思います。聾の方が相談に来られた時はちょっとすいません、確認していませんでした。

(柳委員)

確認はまだ、ということでしょうか。

(事務局)

はい、そういうことです。

(柳委員)

はい、わかりました。後で検討していただけるのでしょうか。

(事務局)

はい、検討いたします。

(柳委員)

わかりました、ありがとうございます。

(熊倉会長代理)

はい、お願いします。

(荻荘委員)

医師会の理事の荻荘と申します。ちょっと感触としてですね、25年11月27日に制定されているんでしょうけど、平成25年度、もう議会通っているんでしょうから、青木議員いらっしゃっているんで、ぜひ、言葉をですね、平成25年度新潟市障がい者優先調達推進法って聞いたら、青木議員どう思いますか。言葉的にすごく変だったんですね。これ法律を短縮してですね、国の法律を短縮すると障がい者優先調達推進法ということは、これはいいんですね。ところが新潟市が、平成25年新潟市障がい者優先調達推進方針っていうという

言葉だけ抜き出でこう、言葉だけ先走ると、障がい者を調達するのと思っちゃいますよね。これ間違いないようにするには、僕だったらですね、僕が議員だったら新潟市障がい者施設からの物品優先調達法、ちょっと長くなるんですけど、そうしないと日本語として非常に不適格な、調達というのは物品とかに使う言葉ですよ。これだと主語が障がい者ですから、非常に誤解を招く推進方針という言葉になるという、ちょっとした私の感触ですが、まあどうでもいいですけど、あとこあサポートですが、今までも更生仁慈会のらいふあつぷさんの先ほどから説明出てきましたけど、かなりの人数に対応しきれなくなるともう、今年度も10月からスタートしてかなりな人数が登録されたということで、710何名に3名の就業支援員、まあ非常勤なんでしょうけど、非常に少ない予算でよく頑張っているなという気がしますし、山口委員なり、大谷委員が来られているので、ぜひ障がい者の雇用に関してのプロの方々のこあサポートのネットワーク作りに関してですね、どういうふうな有効な動きが出来るのかぜひご協力というか、意見聞いてみたいと思っております。その他にですね、4ページですか、24時間対応型コールセンター、高齢者の方の24時間巡回随時対応型訪問看護介護ということで、24年の4月からスタートしておりますけれども、これに関して、登録は増えたけどコールセンターの相談数は減ったということは非常にいいことなのか悪いことなのかよくわかりませんが、介護保険係の方とも、僕も障がい者施策に関していつも感じるのは、最近の法律がいいのか悪いのか、障がいと一緒にしている。そうすると、大変例えが悪いけど、青木議員さんのように視覚障がいの方がですね、聴覚障がいの方とか身体障がい、精神障がい、知的障がい、結局話しているのは、メインとなる障がいは各々の施策で違ってるんですね。だから、どの障がいをメインに対応しているのかと、いうことを頭から切り替えないと、ちょっと事業自体が全体的に見えてきませんよね、そうですね、塚野さん。これだいたい概ね知的障がいのことについて言ってるんだなということで聞いていないと大変な誤解になってくるというのが僕の認識ですけど、24時間対応型コールセンター、これは知的障がいを主に対応として入れているのかどうかというのが、私ちょっと疑問に思ったんですけど、相談数が減っているということでいいと思うんですけど、あと最後に10ページのこども発達支援センターの整備ですが、差し支えなければ場所はどの辺に作るんですか。以上です。

(事務局)

最後の(仮称)新潟市こども発達支援センターは、幼児ことばとこころの相談センターとひしのみ園を統合して作る形を考えておまして、現在のひしのみ園の園庭の一部に増築する予定です。

あと一点だけすいません、こあサポートの委託料につきまして、今回10月からというこ

とで、半年で750万、年間1500万で正職3人が対応しております。

(熊倉会長代理)

よろしかったでしょうかね、はい。それでは次の、次も大きな項目でございますが、議事の(2)に移ってよろしいでしょうか。

(2) 第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画について

(熊倉会長代理)

それでは、議事の(2)第三次新潟市障がい者計画、第四期新潟市障がい福祉計画について、でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは資料の方、説明いたします。【資料4】をご覧ください。現在の第二次新潟市障がい者計画と第三期障がい福祉計画、本日冊子の方机の上に置いてありますけれども、こちらは平成26年度までの計画期間となっており、今は残り1年強という時期になっています。作成のスケジュールを考えますと、そろそろ作成に向けた準備が必要な時期という状況になっています。本日はその準備に入る上でいくつかのポイントについてご意見をいただきたいというふうに思っております。まず、計画の期間として適当な期間はどうかという点、それから計画の構成、骨組みはどうかという点、更にはニーズ把握の方法や対象をどうするかという点、また策定作業のスケジュールについての点、これらについてご意見をいただきたいというふうに思っております。

【資料4】の1番(1)障がい者計画の位置づけを明らかにしておきたいと思いますが、こちらは障害者基本法の方に定めがありまして、「障害者基本計画と、都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村の状況を踏まえること」とされております。国の障害者基本計画ですが、今年の9月に決定をされておまして、【参考資料1】と【参考資料2】がそれに当たります。こちらの参考資料の方は活用していきたいと思っております。

最初に、計画期間についてです。【資料4】では、3つの案を示しています。まず3年とする案ですが、この場合は障がい福祉計画、福祉計画は3年間ということですので、こちらと一致をしまして、両計画がより調和のとれたものとする事が出来るだろうという考えの一方で、計画期間自体が短いので、大きな目標の設定が難しいことですか、この次の計画です、その策定作業をするときに前の計画がどこまで進んでいるかというような効果の検証がしにくいのではないかと、ということが考えられます。これに対しまして、6年間とする場合は3年と比較して、比較的大きな目標が設定しやすいだろうということと、国の計画自体が5年ですので、同じようなスパンで捉えて国の基本計画を踏まえやすいのではないかと

ということが考えられます。また、9年間とする場合は長期的な目標が設定できるのではないかとする一方で、9年先の予測は難しいだろうということと、また法制度が変化する可能性がありますので、そちらも場合によっては見直しをする必要性が高くなるということが考えられています。計画期間についてはこちらの3つのものが考えられるということです。

次に2ページの障がい者計画の基本的な考え方をご覧ください。今回新たに定められました国の障がい者基本計画や、今後行うニーズ調査等を踏まえることとなりますけれども、現在の第二次の計画の基本理念等は継承するものだろうというふうには基本的には考えています。次に資料の3ページの方は現在の第二次計画の構成はこういうふうに作っているということだけご確認だけしていただきたい思います。

次の4ページから5ページですが、こちらはですね、国の障がい者計画で新たに追加された分野と大きく見直された施策ですね。こちらを記載をしまして、それに対応する新潟市の今の計画を比較したものです。【参考資料2】を見ていただくと、横型の左下に③施策分野の新設というのと、右の真ん中くらいに④既存分野の見直しという項目がこれに当たります。では国の方はこういう特徴を持たせて基本計画を作ったということになっております。

すいません、【資料4】の4ページに戻っていただいて、こちらの国の基本計画の変わっている部分に、今の新潟市の障がい者計画はどう対応、既にされているのか、それとも対応するのがないのか、というのがわかるような資料ということで用意したものです。例えば新設分野の1で、安心安全防災対策、東日本大震災からの復興等とありますけれども、防災対策の推進については現在の計画でも防災対策と災害時支援対策の整備というタイトルで記載しておりました。しかし、防犯対策ですとか、消費者トラブルという、今回国が入れたものについては現在の計画には入っていないと、そういう状況であります。また、国の新設分野の次のところ、差別の解消及び権利擁護の推進というものも新設されていますけれども、障がいを理由とする差別の解消については、現在の計画の中には盛り込まれていませんけれども、権利擁護の推進ということについては、現在の計画にも盛り込まれているということです。また次の新設分野、行政サービス等における配慮ということについては、(1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進、(2)選挙等における配慮等、(3)司法手続き等における配慮等は、現計画の中には盛り込んでいないという状況になっています。また国の基本計画で障がい者基本法の改正ですとか、新しい法律を踏まえた既存施策の充実見直しをされたものとして、こちらは6つありまして、障がい児者のニーズに応じた福祉サービスの充実、それから精神障がい者の地域移行の推進、新たな就労先決定の仕組みの構築、障がい者雇用の推進及び就労支援の充実、優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ、この5つがありますが、こちらは現計画の中で項目としては対応するものはありますけれども、最後の障が

い者権利条約の早期締結に向けた手続きの推進については現計画の中では該当するものがないということになっております。これら国の基本計画で記載されている内容そのものについては、【参考資料1】に載っております。今後の新潟市の新しい計画を作りこんでいく際には、これらを十分に参考にする必要があると思っておりますけれども、本日の資料としては項目の比較に留めさせていただいております。

次にニーズ把握の方法についてです。こちらは計画を作るにあたって住民のニーズというものを把握する必要はもちろんありますけれども、障がい者計画と、あと障がい福祉計画ですね、福祉計画の策定においてもニーズ把握というのは必要になってきます。こちらは福祉計画の基本指針というのが現段階では示されていないのですが、今年度中に示されるということになっておりますが、そちらが示された後にニーズ調査を行いたいと思っております。それです、前回のですね、計画を作る際には、こちらにあります合計5000人以上の方を対象にアンケート調査を行いました。今回も同様の同じようなやり方が適切なのか、また他に違った、効果的なニーズ把握の方法があるのか等をご意見いただきたいと思っております。

次に6ページ、こちら福祉計画、障がい福祉計画などについての説明になります。こちらの障がい福祉計画については、国の基本指針というのがありまして、こちらに則して策定するというふうになっています。【参考資料3】ですが、これは先月厚生労働省が主催した実際の会議資料となっておりますけれども、こちらではこれから基本指針出しますというような説明でございまして、改正された基本指針というのが年度内に出される予定となっておりますので、それを確認した後で内容について議論してまいりたいと考えています。

最後に、計画策定のスケジュールです。【資料4】の7ページですね、平成26年度、来年度ほぼ1年間かけて5回の審議会の開催というスケジュールで組みたいと考えております。新年度に入りまして、ニーズ調査を速やかに行い、骨子素案作りを行い、パブリックコメント等を経て完成させていきたいというふうに思っております。最後にですね、もう一枚資料の別紙ということで、他の関連計画を一覧にしたものを付けています。国の基本計画の部分ですとか、どのような状況で計画が作られていくというのを表にしたものですので、参考にご確認いただきたいと思います。説明は以上です。

(島崎会長)

ありがとうございました。自己管理が上手くいかずにご迷惑をおかけしておりますが、熊倉会長代理から引き継いで進めさせていただきたいと思っております。第三次新潟市障がい者計画・第四期新潟市障がい福祉計画について、事務局からただいまご説明がありました。お聞きになりたいこと、ご意見を積極的に出していただければと存じます。障がい者の権利に関

する条約の批准についても衆議院・参議院を通りまして、もう決まるという状況にありますし、先ほど課長さんからもお話がありましたが、差別解消法に関する地域フォーラムも新潟市で開かれるとのこと。また基本法の改正ですとか、差別解消法の制定という環境が大きく変わっていく中での計画作り、福祉計画作りということで、またこれまでと違う視点観点、取り組みが必要になってくると思いますし、また求められるのだらうなと思っています。そういう中で26年度の、この審議会の中心的な取り組みになるかと思っていますので、どうぞそれに向けてのご意見いただければと存じます。計画期間、構成、ニーズ把握の方法、策定スケジュールの4点について事務局から説明があったかと思っていますので、それらについてご意見いただければと存じますが、いかがでしょうか。計画期間について案の1、2、3が事務局の方からメリット・デメリットも記載されて示されていますけれども、今日これは決めなければいけないということではなく、ご意見ということでよろしゅうございますよね。また次回の審議会で国の方針が出された中で、新潟独自のことで出していければと思っておりますけれども、ただやはり出来るだけ作業をスムーズに進めていくにはご意見いただければと思います。オブザーバーでご出席いただいております、山賀委員さんの方も自立協議会との関連もありますので、どうぞご意見をいただければと存じます。角田委員、ご意見ございますか。よろしく申し上げます。

(角田委員)

ちょっとぼんやり、的外れだったら大変失礼なんですけれども、毎回ニーズ調査というところが、実際よく調査されていると計画に反映されていくものなんだろうなと思っているのですけれども、漠然となんです、例えば子供が通っている施設の保護者たちというのはたくさんあると思うんですね。将来の不安、親亡きあとの不安というところ、そういったところの十分なニーズっていうのは、どういうふうなアンケートの採り方をしたら書き込めるのだらうかと。例えば、障がい者団体を通して直接当事者、あるいは保護者にアンケートが来ますね。だけどそれってとても書きにくい内容だったりするんですけど、逆にニーズを調査する時にどういう項目であれば書き込みやすいのか。書けるのか、本当のところの困り感っていうのが反映されるような設問の設定というのでしょうか、そういうのはどうやったら作れるのかなとか、そういうことを今、ぼっと思っただけなんです。例えば、待機者の問題っていうのもあるんですけれども、親がまだ若いうちはちょっと先の問題っていうことで、でも実際にこういうお話を聞いたならば本当にどうするのだらうと。明日からどのようにして、重度の知的障がいのある子供であれば、どうすればいいんだらう、どこにお願いすればいいんだらう、そういう生の声というものがなかなかニーズ調査の中ですくい取れないのではないかなと。本当に必要とされているものって何なんだろうっていう、もちろん今言っているのは

知的障がいだったり、発達障がいがあったり知的に遅れない子でさえも一人では生きていけないし、自立した生活が出来ない、たった一人で生きていくことは到底無理なわけで、そういうことの掘り起しってどうしたら出来るのだろうっていうのを、実際の各団体の方々から、ご意見がこういうところに出てくるとより広く本当に行き届いたニーズがわかるのではないかなと、ふと思ったのでちょっと的外れてたらすいません。

(島崎会長)

ありがとうございます。大事なご意見だったと思います。場合によってはこの審議会の中でそういう聞き取りですとか、アンケートをどう作っていくかということのワーキンググループをもつとか、団体の方から出ていただくとか、そういった形で実態に則した形で、今角田委員がおっしゃったような調査把握が出来るような取り組みの仕組みも作る必要があるかなと、今お聞きしていて思いましたが、他にございませんでしょうか。どうぞどんな意見でも出していただければと思います。計画期間についてもそうですし、あとスケジュール、構成、いかがでしょうか。はい、山賀委員お願いします。

(山賀委員)

自立支援協議会の立場からと発言出来れば一番いいんですが、そういうような形ではなくて個人的な立場でということになるのですが、先ほどから例えばケアホームの整備とかグループホームの整備含めてですけれども、目標を設定するんだけどなかなか進まないということがあるとすると、この大きな目標の設定ということをどう捉えるのかな、というのが一点気になるところです。長期的な目標の中で数値目標を多く見積もっていくことによって結局出来ていないことの状況がですね、逆に浮き彫りになってしまうと、なかなか起動修正する時にどうするのかなという点が気になるところで、特に今障がい福祉政策がどんどんどんどん変わる中でですね、例えばですね、6年間と設定してしまうと相当見直しを図らなければいけないことが多くなってしまっていて、実質的にはしょっちゅう見直しをしていくことになるということも十分予測されるので、私は当分の間は3年間というのが妥当ではないか、より現実的な数値目標というものも設定しやすいのかなという印象を持って聞いておりました。以上です。

(島崎会長)

はい、ありがとうございます。計画期間についてのご意見いただきました。他にいかがでしょうか。ご意見いかがでしょうか。塚野委員、お願いします。

(塚野委員)

今ほど角田委員さんからお話があったの、これは非常に大事なことだと思いますので、真剣にニーズの聞き取りの方法どうすればいいのか、真剣に考えていただきたいなというふう

に思っております。それで今日は発言要点の中にも4番のところに書いてあるんですけども、ニーズの把握というもの、これも大事だし、差別の実態も調査も大事なんだけれども、私は一つ観点を変えてみてということで、合理的配慮の調査をしてみたらどうだろうか。合理的配慮、自分が今どんな配慮を受けているんだろうと、まだこんな配慮があったら尚いいなど。こういうようなことで調査してみたらどうだろうか。全国的にもニーズの調査とか、差別の実態調査は非常に各地でやっているんですけど、合理的配慮の調査はどこもやってないと思います。それで、合理的配慮の調査をやれば、新聞に出ると思いますので。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(島崎会長)

はい、柏委員、お願いします。

(柏委員)

柏と申します。私が審議会に出ているということで、精神障がいの方で55歳の方が訪ねてこられまして、こういう実態をぜひ皆さんに知っていただきたいとお話ししてましたので、ニーズを掘り起こすということでちょっとお話させていただきたいと思います。男の方なんですけど、長期療養してまして、やっと薬が合うようになって、今の歳になって働きたいと思う、生活保護じゃなくて自分で働いて生活したいと。生活保護より安定して暮らせると。そういった場合、一般の方、55歳になるとだんだん定年の方に近くなりますし、それからベテランの方が多くなるかと思うんですが、今まで就労経験がない自分が働く、55歳で働く場所ってあるだろうか。で、精神の方は結構こういう方がいますよね。だから働く場を一律に若い人だけじゃなくて、そういう場を考えて欲しいと。それから通院が補償されるような勤務形態をして欲しいということと、それから落ち着いてきますと、働いている場所でストレスを小刻みに解消していくと長く働けると。例えば相談出来るとかってなれば、5分10分休むとまた元気になれる、ところが相談出来ないと思って家に帰って悶々とためていくと、結局仕事を辞めるという形でしか対応できないということで、それから就労に関しても年齢とか色んな状況によって違うので、小刻みに創造していくっていうか作っていくとか、そういう観点でかな、ということと、私もやっぱり定年過ぎてますからそうやっていくと私も働きたいという時にやっぱり働く場があるかなという時に、なかなか一般の就労形態では出来ないと思いますので、そういうことも含めて、広く実態を掘り起こすには、ある程度の相談の中から色々出てきた合理的配慮とかもそうだと思うんですが、そういう検討もしながら調査項目を作っていくっていうのも大事なかなと思いました。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。まだご発言いただいていない委員もいらっしゃいますが、いかが

でしょうか。松永委員、いかがですか。お願いいたします。

(松永委員)

はい、松永です。ニーズの把握なんですけども、ヒアリングなのか、アンケートなのか、障がい者の立場から言うと、アンケートだとか文章的なもので来た場合、回答しにくいってことが、多分多くあると思うんです。で、今のところ私のところにアンケートが来るんですけども、実際はなかなか回答率が非常に悪いと思っています。それでこのニーズの把握の方法をどういう形にすればいいのか、それをちょっと工夫していただきたいということ、それから非常に視覚障がい者も高齢化していますので、その辺も考慮した上でのやり方もあるのではないかなと思いますし、それから今ほど合理的配慮のお話がありましたけれども、我々視覚障がい者と言っても全盲・弱視、いろんな経験の中から来るのもありますので、合理的配慮をどこまですればいいのかっていうのが、多分一人一人みんな違うんじゃないかって思うんですけども、その辺もご意見がありましたので、その辺も含めてのヒアリングではなくて、ニーズ把握の中で考えていただければなと思います。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。はい、柳委員お願いします。

(柳委員)

私の方で心配があります。手話の通訳ですけども、今本当に通訳者が高齢です。若い方というのが、今考えられない状態で心配です。ですから、そのための例えば地元だけではなくて専門的な学習が出来るような機会をこれからも考えた上でないと、例えば専門的なところで埼玉などでも専門で学習が出来るということを聞いたことがあります。ですので、今の高齢しているフォローしている人たちの、何か今後につなげていくための施策等を考えていただければと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。情報補償ということに関しては、国内法の中できちっとやらなければならないとなっていますので、例えばこの計画の構成ですとか、そういうところにも柳委員が今おっしゃったような部分を明記して取り組んでいかなければいけないだろうなと思っています。これは次回に向けてまたペーパーでそれぞれ今日出された事務局からの案についてご意見をいただいて、次回の審議会までに少しまとめておく作業が必要になってくるかと思います。今日時間いっぱいこれについてのご意見をいただければと思います。山口委員、今日ご出席になされて計画作りに何か参考になるご意見いただければと存じます。

(山口委員)

みなさんのいろんなご意見伺ってですね、ちょっと私の感想めいたといたらあれなんで

すが、先ほど萩荘委員がおっしゃられた障がい一つではないんだというのが非常に的を得ている話だなと思っています。同じように障がいと言っても全く意味するところが違いますので、実際私どもも利用しているみなさんに対して就労といった時に、企業の方が真っ先に思うのが身体障がい者です。はっきり言いませんけど、一番都合のいい下肢不自由で、車いすが結構大変なだけけれども、松葉杖くらいだったら全然問題ないですよということから実は始まっています。で、そんな都合のいい人はっきり言っていないので、雇用率、先ほども申し上げたように2%になった時に、特に東京の大企業から見ると法律で決まったんだから、何が何でも守りましょうと。はっきり申しますと、新潟ですと、地方のいわゆる支店事業所等になるんですが、そういうところに割り当てとしてお前のところは何人雇えという形でいっていますので、そういうところは必死です。で、私どものところでお願いするのは、じゃあ知的の方でお願いします、精神の方でお願いしますと。先ほど柏委員言われたように、全く就労経験がない方が当然いらっしゃるかと思うんですが、やっぱり企業の方々思うのは、みなさんフルタイムで働けると思っているんですね。でも実際にはそうではなくって、例えば馴らしから始めますと一日2時間ですとか、細切れで休みが欲しいとか、全くそういうことが、私も思っていないですが、理解されていないケースがあまりにも多すぎますので、これは私どもの周知不足も当然結果責任として出てきていますけれども、これについては新潟市のみなさんですとか、各自治体、県のみなさんとも連携しながら、まずそういうところからやっていかなければいけないというふうには思っております。で、今回の計画に則した形でいうと、私正直言って6年なのかなという気はしているのですが、ただ先ほど山賀委員がおっしゃったように、見直し見直しをかけるくらいだったら3年もありじゃないですかというのもご意見だというふうに思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。平澤委員さんは何かございませんか。

(平澤委員)

平澤です。ニーズ調査というのは、私も非常に重要だと思っていまして、アンケートよりもやはりヒアリング、懇談会を多くして行って、対面で意見を聞く、一人一人の障がい、かなりだいぶ違ってくると思いますので、対面でお話しながらすくいあげるという方法が一番いいんじゃないかなと思います。それと計画の期間なんですけれども、障がい者計画ということであれば、なるべく短い単位の方が変更変更を重ねて行って長期計画よりも、短期の計画を達成していく方がやはり現実的なんじゃないかなと思います。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。大谷委員、いかがでしょうか。計画について、関わってきておら

れますが。

(大谷委員)

難しいですね。私の意見というのと、経営者全体の意見ってまた全然違うんでね、いつも話をしてるんですけども、新潟市は非常に雇用率が悪いと。これは、事実なんですけれども。しかし、企業のうちの7割が赤字という状況ですよ。会社自体が持たないということになるわけですから、ですから私どもの会社というのと、また企業の代表というものの意見というのはまた全然違うことを言わなきゃならん。後者については、前も言ったかもしれませんが、今一番雇用が難しいといわれている精神障がい者2名を雇用して、テストみたいな、そういうこともやってるんですけど、しかしそれがですね、企業が全部雇うとはいかんわけですから、私の立場も微妙なところですよ。わが社のことを言えばいいのか、企業全体のことを考えて発言すればいいかというのが、あるわけですからね。どの問題も大変難しいですよ。まあ後者についてはそういうふうにしてですね、非常に大手企業が一生懸命ですよ。本当は東京で雇用したいんですよ。東京には障がい者はいないんです。ご承知のようにいわゆる上場企業ですね、本社というのはほとんど東京にあるわけですから、東京の奪い合いですよ。前にも言ったと思いますけど、障がい者がいないものですから、第一生命さんとか、日立製作さんの特例子会社は精神障害者だけですよ。やっぱり知的障がい者、一番難しいのは精神障がい者と言われていて、難しいと言われていてですね、そういうことで東京は来ているわけですから、そうするととにかく地方の支店ですよ、いい障がい者を雇用するということになると思うんですけど、特に精神障がい者なんかはね、本当に短期の間から長期間の間に元に戻す方がいるわけですから、なかなか出来ませんよ。だけど前から見ればものすごい勢いで障がい者の雇用が進んでいることは、いい大変傾向だとは思ってますけど。非常に今企業が厳しいところですからね。そういうことを考えながらやっぱりやっついていかないと企業だけが悪いということにはならないと思うんですね。

(島崎会長)

ありがとうございます。岩崎委員、いかがですか、計画作りについてのご意見とか。

(岩崎委員)

特になんですけど。角田委員から出たニーズ調査は、私も、これは基になっていくんだなと思うと重要な取り組みだと思うんですけど、結局障がい者施策に関する計画っていうのは、我々当事者だったり事業者側である視点といいますか、作っていくものなのかなと思います。そうやってちょっと視点を変えてみると、いわゆる国の全体はじめにっていうところを見るとここ10年で障がい者、私がこういう仕事就いた頃障がい者元年があって、長い年月かかってようやくここまで来たという、時間がかかるんだなと思いました。それで、福祉計画

を作っていく、これから先、10年先20年先どういうふうになっていくんだろうと、見えない部分たくさんあると思うんですが、障がい者が減らない、人口、子どもが減っているのに障がい者が減らない、特別支援学校がたくさん出来てきたり、また発達障がいが増えたりって現実がある中で、いわゆるインクルーシブな社会をなんてことでやっと言われるようにやっとなってきたんですけど、それを支えるというか、その社会、結局障がい者を知らない、理解もないというか、知らないから壁があるというか、その現実を見た時に、ニーズ、我々当事者側というか事業者側のニーズだけでいいのかな、例えば障がい者雇用率2%になって、そこでようやく、会社側がペナルティ取られるから障がい者雇用しようか、みたいなね、そういう発想に変わってきたところあったりとか、けどどうやって障がい者を受けていったらわからないとか、結局知らないっていうことが課題になっていることを思うと、逆に一般社会の障がい者を知らない人のニーズ、ニーズっていうのもちょっと変ですかね、意識の調査っていうんですかね、例えば経済界だったらそういう多くの団体あるとか、その一般の方々、障がい者を知らない人達が障がい者をどう見ているのかなという、そういう調査もしてほしいなってちょっと思ったんですよね。国のこの基本計画が基本になっているというか、それはわかるんですけど、ちょっと話それていいですか、残念だったのがスポーツ振興、芸術文化スポーツ振興20ページのところ、本当話がそれて申し訳ないのですが、実は今日たまたまなんですけれども、スペシャルオリンピックスの冬季大会、この前東京行ってプレゼンしてきたんですが、北海道と新潟で争ったんですね。誘致をしようということで、招致をしようということで、で、今日新潟に決まったんです。で、まだまだ対外的に言わないでねと言われてるので、行政の方にしか言ってないんですけども、これ見るとスペシャルオリンピックスの注釈が17番についているんですけど、国も理解してないんですね、これ、スペシャルオリンピックスのこと。これちょっと残念だなと思ったんですけど、なので、これを本当に真に受けて、国の基本計画を真に受けて組み立てていいんだろうかという気もちょっとしたんですよ。なので、やっぱり独自性のある新潟市なら新潟市のカラーも出る、そういう計画を立てていただきたいなということも思いましたし、話がちょっとまとまらなくて申し訳ないんですけど、スペシャルオリンピックスは大会名ではないんですね。ごめんなさい、関係のない話で。ということで、この基本計画を本当真に受けてやるのもどうかなと、ちょっと思ったものですから、一言余計なことを言わせていただきました。

(島崎会長)

ありがとうございました。今の岩崎委員のお話をお聞きすると、やはり各分野についても少し詳しい方も入っていただいで計画作り、作業作りが必要になってくるかなと思いま

した。斎藤委員いかがでしょうか。

(斎藤委員)

はい、すいません。斎藤です。まずニーズ掘り起しの対象者が手帳所持者から抽出ということについては、狭すぎるんじゃないかなというふうに思います。手帳を所持している人がニーズがまず少ない、そこにたどり着いている人はきわめて少ないわけで、その専門部分が深く広いわけですので、もっと別の対象者の範囲を広げるとか、掘り起こせるようにするとか、そういうようにしていきたいなと思います。それから基本計画の3年・6年・9年ということですが、もしかすると小さなことかもしれませんが、家庭の主婦の見通しでは、たくさんこのだけの資料が3年ごとに印刷されなおりますが、この費用ってというのはどれくらいかかるんでしょうかということもちょっと気にしたりします。で、そんなに大きく、3年、何度かいただいているわけですが、変わっていくのかというようなところ、それは多分専門家が自分の部分見たらここが書いてないとか、あそこが変っていたのにとか、そういう不満は各分野で必ず出てくるかと思えますけど、しかし策定の主旨であるとか、そういう精神については、例えば国の方でも権利条約やられて非常に間もないと思えますし、新潟市の独自の条例も何年か、数年近いうちには出来上がるわけで、そういうことでの障がい者を守るための様々な計画の本当の主旨というのは、あまり変わっちゃいけないわけで、深いものが出ていくと思うのですが、それに基づいて、例えば10年くらいの経緯がわかるというようなことも、私は大事なことだと思うので、そこら辺を各分野のそれぞれ各分野の年度計画があるといいのかとか、そういうようなところも少し調査していただいたり、またほんの小さなことであってもやっぱり費用としてあげられていくとどうなのだろうとか、そういうようなこともちょっと考えていただいたりしながら、それぞれ分野分野の声も聴きながら、細かく設定するところはどういう編集でいけばそれを補っていけるのかとか、そんなようなところを考えていったらいかがかなと思いました。

(島崎会長)

今の斎藤委員からのお話は、非常に具体的といいますか、計画作りを考えるにあたって非常に参考になるご意見かと思えます。ブレない部分をやはりしっかり持って、そしてニーズに合わせて施策としてきちっと具現化していける部分を併せ持ったものにしていくということが大事なわけですがけれども、スパンをどれくらいにするか、長期的なグランドデザインのようなもので作ろうとすると、少し時間があつた方がいいのかなという部分もあります。行政としては具体的にその都度その都度変えていくべき部分も、変わっていく部分もありますので、そのところの組み合わせかなと思います。山賀委員お願いいたします。

(山賀委員)

すいません、さっきの計画の期間の設定で一点、ちょっとこういう考え方があるかなと思うのがあるのですが、一つの計画としてのパッケージの中で6年の長期的というか、中期的な、そういうものと、3年の設定というものと、いわゆるミックスしたような形もあるかなとは思いますが、で、この部分は6年でいいんじゃないかと、この部分は3年でというそういうのもちょっと柔軟に考えてもいいかなというのが一点ちょっと提案として感じましたのでお願いします。それと先ほどニーズの問題で色々議論されている中で感じたことは、手帳所持者から抽出という点では、実際手帳を持っている方がそのニーズ調査に答えるかどうかというの、また別の問題なんだろうなと思って伺っていたんですね。そうすると、誰に向けてどんな項目を調査するのかというのが非常に多様に推測されるなど。例えば、知的障がいを持っている手帳を持っている方になるとご家族になるのか、本人になるのかという、これも聞く対象がこの項目は誰が答えるのかなということを想定してというような形になって、非常に難しいところだなというふうに思っています。いずれにしても、手帳所持者から抽出はしたものの、その手帳を所持している方が直接そのニーズを答えるとは限らないですよ、ということを確認しておかないと求めるものが出てこない、結局は家族のニーズ、周りのニーズに値するのかなと、そういうこともあるかなと思いますので、最後すいません、一言加えさせていただきます。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。先ほどの角田委員の意見と繋がっている部分だと思います。本当にライフステージ毎に、きちっとニーズ把握をしていくべきじゃないかなと、胎児期からの長いライフステージ毎に、当事者の保護者家族等へのニーズ調査が必要かと思いますが、他に委員のみなさまいかがでしょうか。計画期間、構成、ニーズ調査把握の方法、策定スケジュールについて事務局の方からご説明いただいて、今ご意見様々いただいたわけですが、事務局の方から何かございますでしょうか。お願いいたします。

(事務局)

はい、たくさんのご意見いただきましてありがとうございました。一点だけご説明させていただきたいのが今回障がい者計画と、障がい福祉計画と2つ作るわけですが、数値的な目標については障がい福祉計画の方で盛り込みまして、これは3年でやっというようになっております。障がい者計画の方はどちらかというと理念的な、何を目指していくかということが中心になってくる計画になるかと思っております。そこだけ、付け加えて説明させていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございます。柏委員、お願いします。

(柏委員)

私、支援学級で担任やった経験があるんですけども、その時に担任がスーパーマンにはなれないという話をよくしてまして、こういう計画を立てる時に、例えば就労については就労の目標とか色々あると思うんですが、一人の人間として見た場合に前に講演でも聞いたことがあるんですが、衣食住、それと遊ですね、遊ぶということですね、それがそれぞれ割合は違うかもしれないんですが、そういう全てのところで一人の人が生きていく、生きやすい、なんていうか、生きにくくなくて、自分らしく生きていけるというのが最終目的だと思うので、こういう計画を立てる段階で色々な分野の人がネットワークを作っていく、それから色々な意見を出し合っ、この部分はこうしていきましょうみたいなところが出来てくると、非常に計画としてよくなっていくのかなという感じはします。それでたまたまこの間就労の講演を聞いた時に、特例子会社の方が生活に関しては生活支援センターの方に協力を求めていると。全部が就労で請け負うのではないということで、やりましたので、働けない人でもボランティアで生き生きしている人もいますし、色々な方が色々な生き方をしているので、やっぱりそういうところでネットワークですかね、新潟にはすごくネットワークが足りないような気がするんですが、こうやって出した中で、どういう問いはどういった形で支援していこうということが出てくると、すごく生きやすいんじゃないかなという感じがいたします。

(島崎会長)

ありがとうございます。策定スケジュールのところの流れの中には審議会ですとか、自立支援協議会、精神保健福祉協議会との連携等がありますけれども、ここに今委員の皆様から出されました様々な視点・観点ですとか、切り口ですとか、ネットワークを使ってのニーズの把握ですとか、あるいは構成について少し検討していくとか、そういう柔軟性のある作り方も考えていければいいのかなというふうに思いました。時間ですので、第三次障がい者計画・第四期新潟市障がい福祉計画作りにつきましては、今回出させていただいたわけですが、次回にも継続して、26年度からきちっとですね、出来るだけ早い段階で動いて、27年度には始められるような形で進めていければというふうに思っております。委員の皆様からも様々なこれについてのご意見をいただければと存じます。

5. その他・6. 閉会

(島崎会長)

それでは平成25年度の第2回の審議会は、これで終了させていただきたいと思います。委員の皆様、それぞれのお立場でお気づきのこと、お考えのこと、ぜひこういうことをというふうなこと、今日ご発言いただいた他にもおありかと存じますので、お手元の障がい者施

策審議会に対する意見という用紙がありますので、現状を踏まえた意見ですとか、計画作りに向けたアイデアですとか、ご提案ですとか、お書きいただいてご提出いただければと思います。皆様にはお忙しいところ長時間にわたりまして会議にご出席いただきまして本当にありがとうございました。今日は19時からまた条例に関する検討会が予定されていて、そこへご出席の委員の皆様もいらっしゃるかと思いますが、大変ご苦勞様でございます。私に関しましては、本当に見苦しいところがありまして、お聞き苦しいところがございます、大変失礼いたしました。ありがとうございました。どうぞよい年末年始、新年をお向かえになられますよう、お祈りいたしております。ではマイクを事務局にお返しいたします。

(事務局)

会長、大変ありがとうございました。委員の皆様も大変お疲れ様でした。以上を持ちまして、平成25年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。